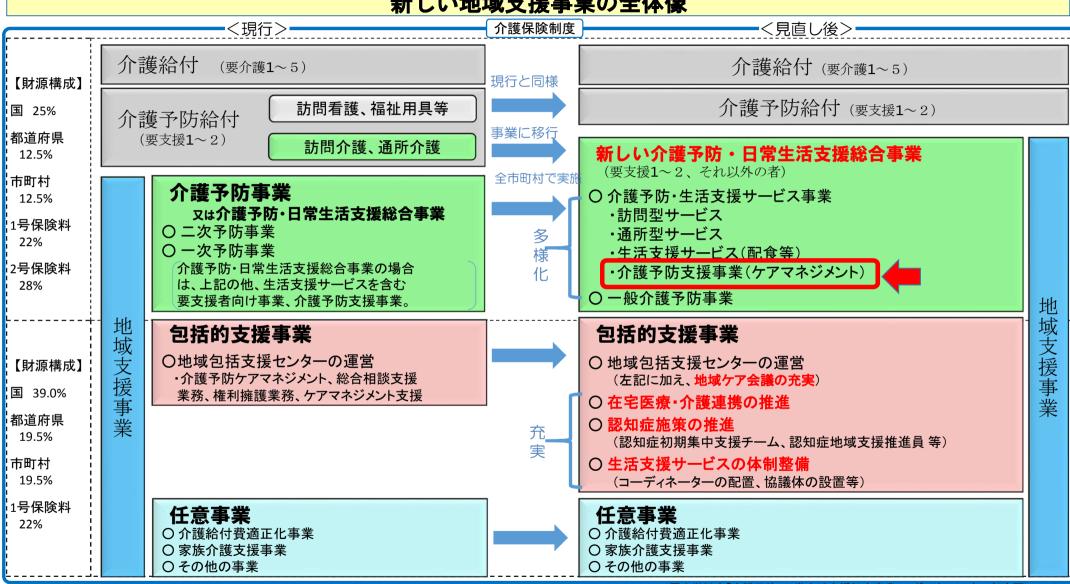
資料 2 第3回保健福祉政策審議会 平成27年12月25日

『介護予防ケアマネジメントについて』

要支援者等にアセスメントを行い、その状態や置かれている環境等に応じて目標を設定し、その達成に向けて自ら介護予防に取り組み、評価できるよう支援するものです。

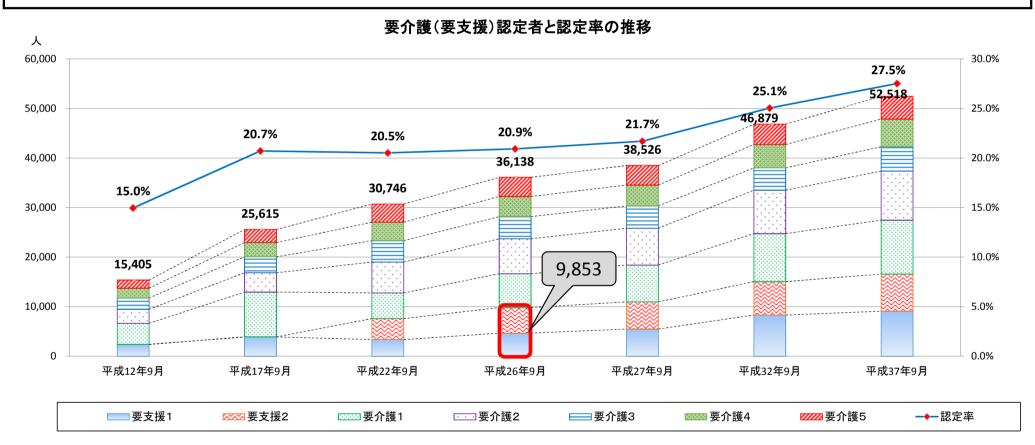
また、高齢者自身が、地域で何らかの役割を果たせるような活動を継続することにより、日常生活上の何らかの困りごとに対して、心身機能の改善だけではなく、地域の中で生きがいや役割をもって生活できるような居場所に通い続けるなど、「心身機能」、「活動」、「参加」の視点を踏まえた内容となるよう要支援者等の選択を支援します。

新しい地域支援事業の全体像



岡山市の要介護(要支援)認定者の推移と推計

〇要支援認定者は増加傾向にあり、平成26年9月現在では、9,853人となっている



平成26年度までは実績(介護保険事業状況報告)、平成27年度以降は推計。 要介護(要支援)認定者数には第2号被保険者数を含む。 認定率=認定者数計/第1号被保険者数計

要支援者のサービス利用状況(H27.3月サービス利用分)

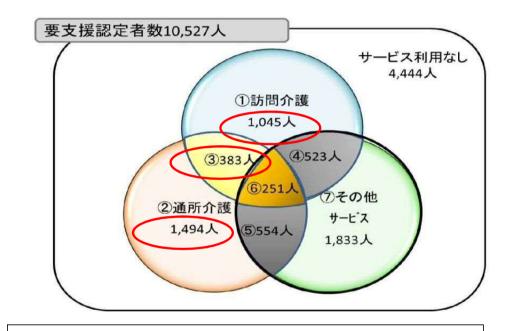
〇要支援サービス利用者(①~⑦)6,083人の内、介護予防・日常生活支援総合事業移行後は、介護予防サービス計画でのサービス利用者(④~⑦)は3,161人、介護予防ケアマネジメントによるサービス利用者(①~③)は2,922人と想定される。

要支援者1,2の合計10,527人、うちサービス利用者6,083人

要支援認定 の要否	介護予防サービス内容	利用者数(人)	要支援者全体に占める割合
	①介護予防訪問介護のみ	1,045人	9.9%
要支援認定不要	②介護予防通所介護のみ	1,494人	14.2%
	③介護予防訪問介護と介護予防通所介護を併用	383人	3.6%
要支援認定必要	④介護予防訪問介護とその他サービスを併用	523人	5.0%
	⑤介護予防通所介護とその他サービスを併用	554人	5.3%
	⑥介護予防訪問介護と介護予防通所介護とその他サービスを併用	251人	2.4%
	⑦その他サービスを利用(複数利用を含む)	1,833人	17.4%
144	サービス利用なし	4,444人	42.2%
総計		10,527	100.0%

※ 本表において、その他サービスは介護予防サービスのうち訪問介護と通所介護以外のサービスとする。





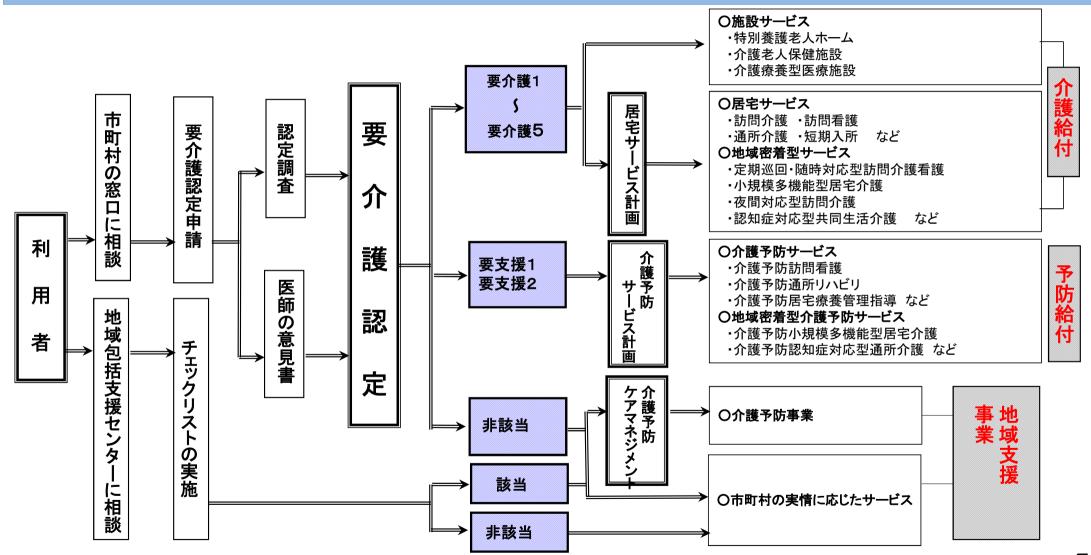
要支援認定者の内、サービスを利用している方について以下の条件により算出 〇介護予防ケアマネジメントを利用する方(①~③)

⇒介護予防・日常生活支援総合事業のみを利用する

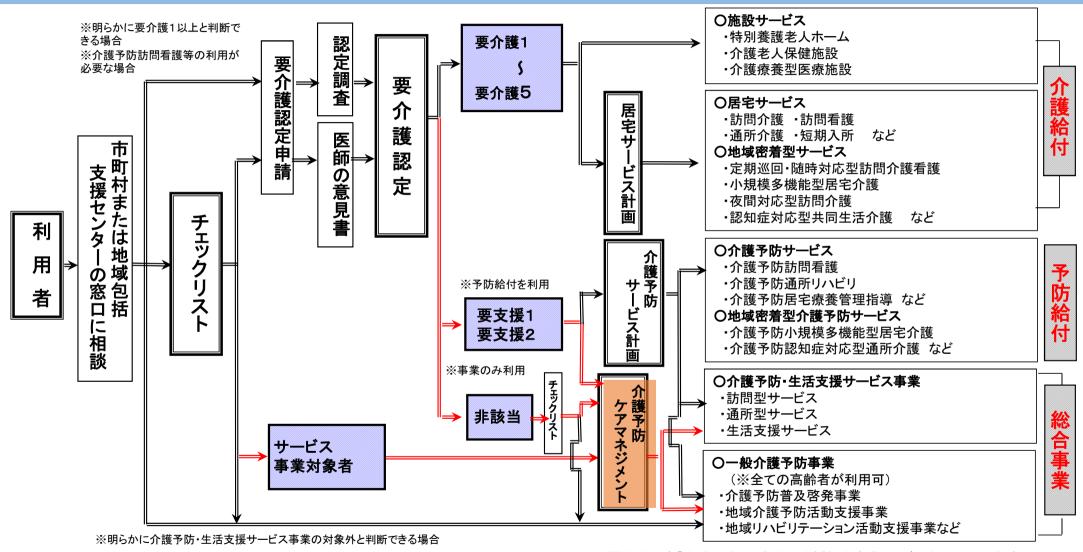
〇介護予防サービス計画を利用する方(4)~(7)

⇒介護予防給付のみを利用する方、または介護予防給付と介護予防・日常生活支援総合事業とを併せて利用する方

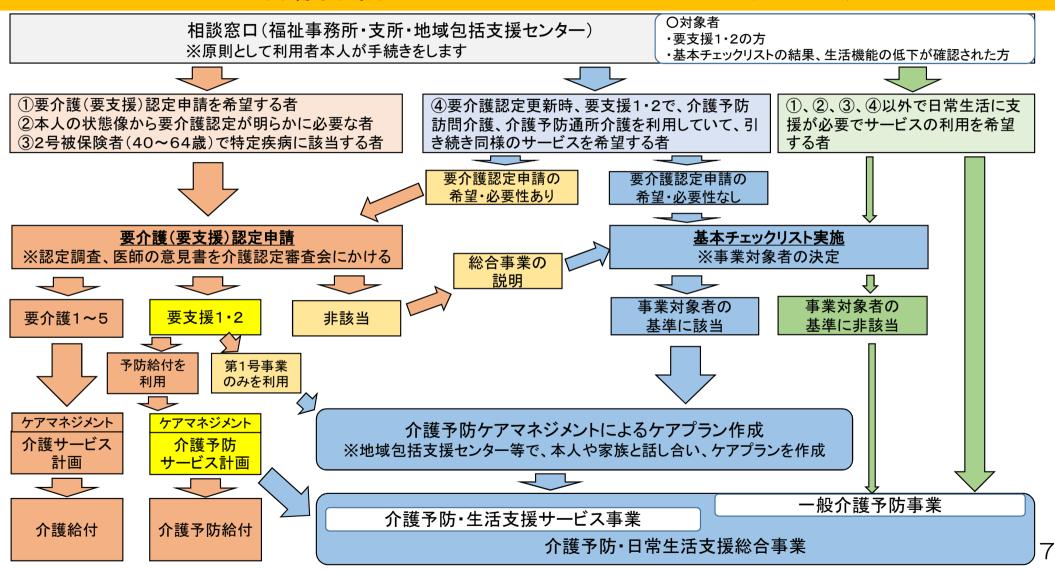
現行のサービス利用手続



総合事業実施後の利用手続



介護予防ケアマネジメント サービス利用の流れ



基本チェックリストにおける事業対象者に該当する基準

〇下表の質問項目について、下表右欄の基準に該当すれば、介護予防・日常生活支援総合事業の対象者となる。

No.	質問項目	回答:いずれか! お付けくださ		事業対象者に該当する基準			
1	バスや電車で1人で外出していますか	0. はい 1. し	いいえ				
2	日用品の買い物をしていますか	0. はい 1. し	いいえ				
3	預貯金の出し入れをしていますか O. はい 1. い		いいえ				
4	友人の家を訪ねていますか	0. はい 1. し	いいえ		複数の項目に支障		
5	家族や友人の相談にのっていますか	0. はい 1. し	いいえ				
6	階段を手すりや壁をつたわらずに昇っていますか	0. はい 1. し	いいえ				
7	椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか	0. はい 1. し	いいえ	運動機能の低下			
8	15分位続けて歩いていますか	0. はい 1. し	いいえ	3項目以上に該当			
9	この1年間に転んだことがありますか	1. はい 0. し	いいえ	0項日以工1000日			
10	転倒に対する不安は大きいですか	1. はい 0. し	いいえ				
11	6ヶ月間で2~3kg以上の体重減少がありましたか	1. はい 0. し	いいえ	低栄養状態	10項目以上に該当		
12	身長 cm 体重 kg (BMI =) (注)			2項目に該当			
13	半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか	1. はい 0. し	いいえ	口腔機能の低下			
14	お茶や汁物等でむせることがありますか	1. はい 0. し	いいえ	2項目以上に該当			
15	口の渇きが気になりますか	1. はい 0. し	いいえ	2項日以上に改当			
16	週に1回以上は外出していますか	0. はい 1. し	いいえ	閉じこもり			
17	昨年と比べて外出の回数が減っていますか	1. はい 0. し	いいえ	No. 16に該当			
18	周りの人から「いつも同じ事を聞く」などの物忘れがあると言われますか	1. はい 0. し	いいえ	到生を発生の任下			
19	自分で電話番号を調べて、電話をかけることをしていますか	0. はい 1. し	いいえ	認知機能の低下 1項目以上に該当			
20	今日が何月何日かわからない時がありますか	1. はい 0. し	いいえ	項目以工1=該目			
21	(ここ2週間)毎日の生活に充実感がない	1. はい 0. し	いいえ				
22	(ここ2週間)これまで楽しんでやれていたことが楽しめなくなった	1. はい 0. し	いいえ	うつ病の可能性			
23	(ここ2週間)以前は楽にできていたことが今はおっくうに感じられる		いいえ	2項目以上に該当			
24	(ここ2週間)自分が役に立つ人間だと思えない	1. はい 0. し	いいえ	2項日以上15畝日			
25	(ここ2週間)わけもなく疲れたような感じがする	1. はい 0. し	いいえ				
(注)BMI=体重(kg)÷身長(m)÷身長(m)が18.5未満の場合に該当とする							

介護予防ケアマネジメントの類型について①

〇国のガイドラインにより、ケアマネジメントの類型が示された。

①原則的な介護予防ケアマネジメントのプロセス(ケアマネジメントA)

- ・介護予防・生活支援サービス事業の指定を受けた事業所の サービスを利用する場合
- ・訪問型サービスC、通所型サービスCを利用する場合
- その他地域包括支援センターが必要と判断した場合

アセスメント

- →ケアプラン原案作成
- →サービス担当者会議
- →利用者への説明・同意
- →ケアプランの確定・交付(利用者・サービス提供者へ)
- →サービス利用開始
- →モニタリング(少なくとも3ヶ月に1回)

②簡略化した介護予防ケアマネジメントのプロセス (ケアマネジメントB)

・①又は③以外のケースで、ケアマネジメントの過程で判断した場合(指定事業所以外の多様なサービスを利用する場合等)

アセスメント

→ケアプラン原案作成

(→サービス担当者会議)

→利用者への説明・同意

→ケアプランの確定・交付(利用者・サービス提供者へ)

→サービス利用開始

→モニタリング(適宜)

③初回のみの介護予防ケアマネジメントのプロセス(ケアマネジメントC)

- ・ケアマネジメントの結果、住民主体の補助や助成のサービス 利用や配食などのその他の生活支援サービスの利用につなげ る場合
- ・一般介護予防事業利用者 (必要に応じ、その後の状況把握を実施)

アセスメント

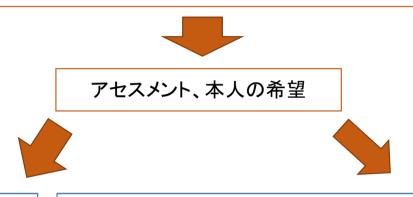
(→ケアマネジメント結果案作成)

- →利用者への説明・同意
- →利用するサービス提供者等への説明・送付
- →サービス利用開始

()内は、必要に応じて実施

介護予防・日常生活支援総合事業におけるケアマネジメントの流れ

要支援認定者の内、介護予防・日常生活支援総合事業のサービスのみ利用を希望する方基本チェックリストを実施して事業対象者に該当



<u>アセスメント結果と本人のサービス利用の希望を踏まえ、利用するサービスによりケアマネジメントのプロセスが決まる</u>

ケアマネジメントA・B・Cのプロセス



ケアマネジメントCのプロセス



介護予防・生活支援サービス事業

一般介護予防事業

インフォーマルサービス

状態の重い方

元気

介護予防ケアマネジメントの類型について②

【他都市の状況】

〇ケアマネジメントA

福山市、日立市:現行相当(訪問介護・通所介護)、短期集中サービス(通所C・訪問C)

稲城市:訪問A及び通所A、短期集中サービス(通所C)

松戸市:現行相当(訪問介護・通所介護)、短期集中サービス(通所C)

〇ケアマネジメントC

福山市、稲城市、松戸市、日立市 ⇒インフォーマルサービスを想定している。

〇ケアマネジメントB

福山市:従前の予防事業があり、モニタリングを6ヶ月毎にするためBとした。

稲城市:未実施(対応するサービスがないため)

日立市:シルバー人材センターや社会福祉事業団が実施するサービスA

介護予防ケアマネジメントの類型について③

【岡山市の方向性】

- 〇ケアマネジメントA
 - 現在の介護予防給付と同じ流れのため、指定介護予防支援事業のサービスは ケアマネジメントAとする。
 - ⇒現行相当の通所型サービス、訪問型サービス
- 〇ケアマネジメントC
 - 一般介護予防事業、インフォーマルサービス等
 - ⇒インフォーマルサービスは地域の居場所、民間事業者を想定
- 〇ケアマネジメントB
 - ケアマネジメントA及びCに当てはまらないサービスを想定
 - ⇒実施されるサービス類型の内容により、ケアマネジメントBの設置を検討する。